

業務説明資料

主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その１）

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その１）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、業務においては、法令、例規等関連法規を遵守するとともに、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の各種契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その１）

(4) 履行期限

主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その１）の契約締結日から 2026 年 7 月 31 日（金）

＜業務スケジュール（予定）＞

現時点での想定であり、今後変更する可能性がある。

○2025 年度

2025 年 8 月頃 主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その１）

契約締結、業務開始

（業務内容）実施計画、試験植栽（春季）、運営計画、協賛活動

○2026・27 年度

2026 年 5 月頃 主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その２）

契約締結、業務開始

（業務内容：2026 年 5 月～2027 年 2 月）

展示制作・設置、試験植栽（夏季）、運営準備、協賛活動

（業務内容：2027 年 3 月～）

展示維持管理・撤去、運営・撤収

※本業務は、2025 年度から 2027 年度まで継続する予定である。展示調達・制作・運営は一体不可分であるため、本業務期間中に実施する評価において特段の支障なく履行しており、各年度の予算が確保されている場合、次年度以降も同一事業者と単独随意契約を行う予定がある。なお、2025 年度から 2027 年度までの 3 か年の総事業費は約 5 億円（税込）に協賛を加えた額を想定している。

(5) 履行場所

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会事務所

神奈川県横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地松村ビル本館 3 階ほか

2 業務の趣旨・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしや地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。2022年11月には、博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。2027年3月の開催に向けて、協会が本博覧会の主催者展示を具体化させていく必要がある。

主催者屋外展示のエリアは、基本計画における開催の意義を踏まえ、各 Village のテーマ表現を行う場所である。修景や他の主催者展示、出展者、催事参加者、協賛者その他の協力者との共創によって、魅力のある展示やプログラムの展開を行うことにより、来場者の意識変容・行動変容につながる体験を提供することが求められる。

本業務は、本博覧会を開催するにあたり、2024年度に策定した実施設計等を踏まえ、主催者屋外展示における、展示プログラム計画策定業務、展示制作調整業務、展示物調達支援業務、運営計画策定支援業務及び協賛活動支援業務等を行うことを目的とする。

3 検討対象

- ・検討範囲1（Farm&Food Village 内）……展示面積：約 2,200 m² うち仮設建築物：約 60 m²
- ・検討範囲2（Kids Village 内）……………展示面積：約 3,300 m²
- ・検討範囲3（Craft Village 内）……………展示面積：約 4,500 m² うち仮設建築物：約 200 m²
- ・検討範囲4（Urban GX Village 内）……………プログラム運営面積：約 9,000 m²の田・畑

※上記検討対象面積について、今後出展者との調整結果により契約変更する場合がある。

配置図



拡大図



図 1 検討範囲 1 (Farm & Food Village) 配置図



図 2 検討範囲 2 (Kids Village) 配置図



図3 検討範囲3 (Craft Village) 配置図



図 4 検討範囲 4 (Urban GX Village) 配置図

4 業務内容

(1) 実施計画策定支援

1) 実演展示・演出展示・来場者参加型展示・展示解説プログラムの実施計画策定支援

過年度の委託成果に基づき、Farm & Food Village、Kids Village、Craft Village、Urban GX Village等で実施する実演展示・演出展示・来場者参加型展示・展示解説プログラムの展示実施計画書を作成すること。展示解説プログラムの計画は、有識者に依頼し解説内容を検証すること。有識者に支払う謝金は本委託に含まれるものとする。

なお、展示実施計画書については、アクセシビリティガイドライン

(<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>)を踏まえること。修景や他の主催者展示、出展者、催事参加者、協賛者その他の協力者との共創を目指し、魅力のある展示やプログラムの展開を行うことにより、各 Village のテーマを表現するとともに、多様な主体が連携できるように作成すること。

2) 展示物の製作に関する調整

過年度の委託成果に基づき、仮設建築の展示装飾、展示コンテンツ、サインについて、協力団体・調達先等と調整を行い、必要に応じて展示物の製作に関する図書（図面、数量計算書、仕様書等）を作成すること。

展示物及び展示装飾・設備等については、リース品の活用や、リサイクル可能な資材を使用するなどし、廃棄物をできるだけ出さない内容で 2024 年度に計画検討を行ったところだが、これらについて 1)及び 2)に関する追加検討を行い報告書にまとめること。

3) 展示物調達支援

展示植物（協会が別途調達する植物を除く）及び展示品の調達に関して、調達リスト・調達スケジュール・展示期間・演出方法・維持管理方法・運搬方法・運送保険等に関する条件を整理し、協会が協力団体・調達先等との調整を行うために必要な資料（展示物調達・管理計画書）を作成すること。

4) 農の展示試験植栽

Urban GX Village の畑（約 4,000 m²）において、協会が別途依頼する協力団体及び栽培技術の専門家と調整を行うとともに、その助言を得て以下の業務を実施し、育成状況等について記録を取り、考察を行った上で試験植栽報告書にまとめること。なお、試験植栽の想定品目は小麦・大麦等である。試験植栽に必要な種子購入費用は本委託に含まれるものとする。

ア 試験植栽を実施すること。（耕うん、播種、除草、麦踏、生育記録等）

イ 試験植栽を行うほ場（畑）の土壌診断を実施すること。

土壌のサンプリング：5 か所

土壌サンプルの採取法と診断項目：

「神奈川県作物別施肥基準（令和 4 年度改定）」の「3－土壌診断」の「3－1 土壌サンプルの採取法と分析項目」に定めるところにより行う。分析項目は 8 項目（pH、EC、可給態リン酸、硝酸態窒素、石灰、苦土、カリ、CEC）とする。

5) 費用算出

1)～3)に必要な費用を算出し報告書にまとめること。

(2) 運営計画作成支援

来場者対応、警備、清掃等について、本博覧会会場全体の運営計画と調整の上、運営実施計画及び運営マニュアルを作成すること。運営マニュアルには、運営スタッフの雇用、研修、配置及び管理方法に加えて、必要となる備品、消耗品の詳細を取りまとめること。また、運営に必要な費用を算出し報告書にまとめること。

(3) 協賛獲得支援

2025 年 7 月までに協賛先候補企業の取りまとめ及び協賛活動に使う主催者屋外展示の概要資料の作成を行う予定であり、今年度以降は協賛獲得に向けて交渉を行う必要がある。これらの協賛先に提案する資料を作成し、報告書にまとめること。必要に応じて協賛獲得交渉に同席し、発注者を支援すること。

(4) 打合せ

業務内容(1)～(3)に関わる打ち合わせを約 16 回（2 回/月）、各回 2 時間程度行うものとする。

なお、履行にあたっては、効果的に成果をあげるため発注者と十分に事前協議を行うほか、必要な関係者との調整を行った上で業務を進めること。

5 発注者への報告及び関係者との連絡・調整

(1) 業務の分析・評価の実施等

本業務や今後の発注者の対応に活用するため、本業務の実施において判明した課題やニーズ等について調査・分析し、随時業務に反映させるとともに発注者へ報告することとする。

(2) 関係者との連絡・調整

本業務の実施に当たっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めることとする。また、本業務に必要な関係者との調整を行うこととする。

(3) その他

提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行することとする。別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席することとする。

6 成果品

(1) 成果品

ア	展示実施計画書	各 3 部
イ	展示物の製作に関する図書（図面、数量計算書、仕様書等）	各 3 部
ウ	展示物調達・管理計画書	各 3 部
エ	試験植栽報告書	各 3 部
オ	展示制作費計算書、運営費計算書	各 3 部
カ	運営実施計画および運営マニュアル	各 3 部
キ	協賛獲得支援に関する報告書	各 3 部

ク 上記ア～キに係る電子データ一式（PDF データ、CAD データ、PPT データなど）

(2) 納品期限

ア～ウ及びオ～ク：2026 年 3 月 31 日（火）まで

エ及びエに係るク（電子データ一式）：2026 年 7 月 31 日（金）まで

(3) 成果品に関する留意事項

ア 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。

イ 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に使用できるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

ウ 成果品ア～ウ及びオ～クの評価をもって、履行状況の確認及び単独随意契約の可否の判断を行う想定である。

7 委託業務の一般原則等

(1) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務やシステムの構築・運営等を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

(3) 本業務の実施で得られる成果品、価値、情報（個人情報を含む。）等は、別に定めのある場合を除き、全て発注者に帰属する。

(4) 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従うこと。

(5) 本業務の実施に伴って生じる不測の事故によって、第三者の身体や財物の損傷などにより被った損害について、受託者が法律上の賠償責任を負担する場合に備え、受託者は、保険契約を締結しなければならない。当該保険契約には、求償権放棄特約を付帯すること。保険期間は、本業務の業務着手日から 2026 年 7 月 31 日までとする。なお、業務委託契約締結後、速やかに保険証券の写し及び補償内容が確認できる保険約款を当協会に提出することとする。

(6) 本業務の実施に伴い事故が発生した場合は、協会職員に速やかに報告し、指示に従うものとする。

(7) 受託者は、業務終了時に業務全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告することとする。また、発注者は、必要に応じて業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、受託者は、これに協力するものとする。

(8) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を順守することとする。（https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/）

(9) 協会が作成する統合データに協力すること（協会が定める「データ作成要領及び設計検証要領」に従う）。なお、データ作成要領及び設計検証要領が変更となった場合は、新要領に基づくこととし、別途委託者と協議することとする。

8 関係書類・データの保存期間

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後5年間保存することとする。

9 本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託業務を実施するに当たり、本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行することとする。

10 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018年3月）
- ・2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019年7月）
- ・国際園芸博覧会検討会報告書（2020年2月）
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020年3月）
- ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021年5月）
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）（2022年6月）
- ・2027年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）

(2) 関係規則等

- ・AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- ・コンペティション ガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
- ・コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
- ・その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
※規則関係の更新に注意すること

(3) 関係するウェブサイト

- ・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・横浜市「国際園芸博覧会の開催」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>
- ・横浜市「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midorikoen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya/kamiseyakoen.html>

・農林水産省「2027 年横浜国際園芸博覧会」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

・国土交通省「国際園芸博覧会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

・AIPH（国際園芸家協会）

<http://aiph.org/>

・BIE（博覧会国際事務局）

<https://www.bie-paris.org/site/en/>